

紹介と批評

Simon Brinsmead,

Essential Interoperability Standards: Interfacing Intellectual Property and Competition in International Economic Law

一 はじめに

現代の経済社会では、製品やサービス自体に用いられる技術・仕様の規格を競争によって決めるのではなく、規格をあらかじめ設定しておくことが多い。企業が、所与の標準を用いることを前提としたうえで、製品・サービス提供における競争に特化する例がよくみられるのである。

このような標準化は、標準そのものの獲得をめぐる競争によって敗者の投資が無駄になる非効率を未然に防ぐ観点で重要である。しかし、標準となる技術等が無体財産として知的財産権による保護を受けることで、競争上の論点が生じることがある。例えば、標準となる技術の開発者に特

許が与えられる場合において、開発者が、このいわゆる標準必須特許 (standard essential patents : SEP) を用いて競争者への実施許諾 (ライセンス) をはじめから拒否するかもしれない。SEP権者が競争者に対し、ライセンス条件交渉の不調を理由に製品販売の差止めを求めて提訴するかもしれない。あるいは、SEP権者が競争者に高額な実施許諾料 (ロイヤルティ) を要求し、競争者に採算確保の見込みを失わせ、市場からの退出を余儀なくするかもしれない。特に、一つの製品やサービスに多様なSEP⁽¹⁾の技術が組み込まれ、いわゆる「特許の藪 (patent thicket)」という状況が存在する場合には、次の懸念も生じうる。すなわち、支払が必要なロイヤルティが積み重なる「ロイヤルティスタッキング (royalty stacking)」が生じ⁽²⁾、競争排除の可能性は一層高まる。

特に論争的なこのSEPに関しては、そもそも標準を設定する標準化機関 (standard-setting organization : SSO) が、競争上の論点を回避し標準化の意義を損なわないようにすべく、権利者からある約束を引き出すことが通例である。それが、いわゆる「公正、合理的かつ非差別的 (fair, reasonable and non-discriminatory : FRAND)」宣言である⁽³⁾。これは、文字通り、標準となる特許の実施を

相応の対価を条件に広く認める、という宣言である。

一方で、FRAND宣言の意味内容は得てして曖昧である。そのために、宣言後にSEP権者と実施を望む者の間で、ロイヤルティ水準をめぐる争いが生じることがある。場合によっては、SEP権者が裁判所への差止め請求に打って出て、実質的にライセンス拒絶に及ぶこともある。すなわち、私的な取引秩序の形成での問題解決には限界がある。

このような状況は、競争法による介入という選択肢を想起させ、実際に、欧州連合（以下、EU）は、SEPの権利行使に伴う問題を競争法に依拠して是正する姿勢をみせてきた。しかし、FRAND宣言に反するSEP権者の行動は、そもそも、知的財産法の権利制限規定（法理）、権利濫用の法理等の契約法上の諸原則で処理することができ、米国や日本は主にこうした法的対応に傾いてきたことでよく知られている。つまり、標準化にともなう知的財産権の行使に関する問題の対処方法は、国際的に断片化した状況となっている。⁴

そうした中で、二〇二二年八月にサイモン・ブリンズミード (Simon Brinsmead) (以下、著者) は、『必須相互運用性標準…国際経済法における知的財産権と競争の調

和』(以下、本書) を世に送り出した。

本書のタイトルにもなっている必須相互運用性標準 (essential interoperability standards) は、ハードとハード、ハードとソフト、ソフトとソフト、又はコンピューターと人間の間の相互運用性を確保する技術その他の情報のうち、標準化されたものである。いわゆる「モノのインターネット (Internet of Things : IoT)」現象は、製品とソフトウェアの連携を加速させており、これにともない同じ業種の中だけでなく、業種の垣根を越えて相互運用性を確保し、それを支える技術等を標準化することも重要度を増している。そして、例えば、相互運用性の確保を支える標準がプログラムの形をとり、それが著作権で保護されるならば、標準化にともなう競争上の論点を引き起こすのは、標準必須著作権 (standard essential copyright) にも広がる。

本書は、かかる背景に鑑み、広く標準必須知的財産権 (standard essential intellectual property : SEIP) を観念し、当該権利に関する競争上の問題について、各法域の法的処理の調和を促す国際経済法上の処方箋を構想することを目指す。その構成は、次の通りである。

第I部 議論の出発点と問題の所在

第一章 序論

第二章 標準と相互運用性標準

第三章 相互運用性標準と国際経済法

第II部 知的財産権と競争法の影響力

第四章 相互運用性標準と知的財産権

第五章 相互運用性標準と競争法

第III部 責任と補償の認定に向けて

第六章 相互運用性標準と標準必須知的財産権の領域

における排他的な所有権ルールと責任ルールの優劣

第七章 相互運用性標準と標準必須知的財産権へのア

クセス・国際的側面

第八章 結論

第九章 専門家マニユアル草案

二 著者略歴

具体的に本書の紹介に入る前に、ごく簡略に著者について紹介しておきたい。著者は、オーストラリア法務省 (Attorney-Generals' Department, Australia) の国際法室 (Office of International Law) に勤務する実務家である。

オーストラリア法務省国際法室は、オーストラリア政府に對して国際法に関する助言を行う組織とされており、著者はここで、国際経済法等を担当するチームをリードし、WTO紛争解決手続、投資協定仲裁、並びに貿易協定及び投資協定交渉に関する実務を担っている。⁽⁶⁾

二〇一二年から二〇一八年にかけて、著者は、スイスのベルン大学の博士課程に在籍し、国際経済法の大家として有名なトーマス・コティエ (Thomas Cottier) の下で博士論文執筆にあたった。⁽⁷⁾そこで完成させた博士論文により、著者は、ベルン大学から法学博士号を授与されている。本書は、この博士論文に出版にあたって必要な修正を施したものである。

三 本書の要旨

(一) 第I部「議論の出発点と問題の所在」

第I部は、第一章「序論」、第二章「標準と相互運用性標準」、及び第三章「相互運用性標準と国際経済法」で構成される。

第一章は、本書評一が示した問題状況、すなわち、近年著しい高性能製品・サービスの拡大を支える必須相互運用性標準をめぐる知的財産法による創造主の保護と、競争法

による利用者の保護の相克を取り上げる。そして、第一章は、必須相互運用性標準をめぐる二つの法の相克が生じるのは、標準化された情報の創造主がその利用を制限し、競争を排除する場面である、と認識する。

この点、米国は、知的財産法の権利制限規定（法理）や契約法上の諸原則を用いて対処する傾向にある一方、EU や中国は、後述するエッセンシャル・ファシリティ理論（essential facility doctrine）⁽⁸⁾にもとづく競争法による解決を志向する。換言すれば、問題に対処する際に依拠するルールが、（主要な）法域間で異なる状況がある。第一章は、このように必須相互運用性標準にもとづく競争の確保に向けた対応に取組がみられないことをふまえ、各国の一致した対応を促す国際経済法の下での立法的対応の必要性を認識し、それを本書の課題と定める。そして、同章は、演繹的な思考とは一線を画する（又はこれを補充する位置にある）、特定の問題に応じて対応策を探るトピク的思考⁽⁹⁾で立法論を展開する、という方針を示す。また、ここでは、問題思考の際の拠り所を法と経済学に求める、と宣言される。

以上の序論を経て本格的な考察に入る前に、第二章及び第三章では、基本的な概念や本書の議論と関係しうる法の

説明が行われる。

第二章は、標準の中でも特に本書で焦点が当てられる相互運用性標準の概念を整理する。その例としては、キーボードの配列、VHS に取組んでいたビデオ録画方式、5G に至る通信規格等が挙げられる。また、第二章では、そのような標準の策定の流れ及びフォーラムが紹介される。

第三章は、相互運用性標準に一見関係する既存の国際経済法が紹介されるとともに、その規律の不十分さが指摘される。すなわち、世界貿易機関（WTO）の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）、「貿易の技術的障害に関する協定」（TBT 協定）、「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）の「電気通信に関する附属書」及び「参照文書」、並びに、「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」（情報技術協定）が相互運用性標準ないし SEIP に関連する問題についてなら拘束力ある多角的規律を及ぼしていない、という結論が導かれる。また、WTO での国際競争法の策定が頓挫し、競争法の調和が国際競争ネットワーク（ICN）での競争法執行の協力や経済協力開発機構（OECD）での議論を通じ、緩やかなものにとどまる現状が指摘される。

(二) 第Ⅱ部「知的財産権と競争法の影響力」

第II部は、第四章「相互運用性標準と知的財産権」及び第五章「相互運用性標準と競争法」からなる。ここでは、相互運用性標準の利用をめぐる競争上の問題に関して国際的に統一された規範が存在しない中で、法域毎にとられる対応が検討される。

第四章は、SEIPの概念を論じ、情報の創造主を保護する知的財産権の存立基盤を法と経済学の観点から説明することから議論を始める。そのうえで、特許、著作権、集積回路等のレイアウト設計、及び営業秘密といった類型毎に権利保護の構図が示され、また、主要法域（米国、EU、及び中国）におけるSEIPに関する判例が紹介される。特に、著作権については、米国の控訴裁が、相互運用性標準（著作物）の利用が著作権の権利行使を制限するフェアユースにあたらぬ、と判断した例（グーグル対オラクル事件）に照らし、SEIPと同様に標準必須著作権へのアクセスも論点たりうる、と留意される。加えて、第四章では、知的財産権の行使に対して競争法違反が認定された場合の強制ライセンスとの関連でも、米国、EU、中国等の国々の判例及び制定法が概観される。

対照的に、第五章では、相互運用性標準の利用をめぐる競争上の問題に対する競争法の適用が検討される。ここで

は、多くの紙幅を割いて論争的な理論、すなわち、EUや中国で相互運用性標準のアクセスの拒絶に対処するために用いられるエッセンシャル・ファシリティー理論が検討される。エッセンシャル・ファシリティー理論とは、それなくしては競争に参加できず、かつ自ら構築するのが難しい設備等（ファシリティー）を保持する者が、これを提供することができるとの正当な理由なくそれを拒否することを競争法違反とする理論を指す。第五章では、米国での当該理論の興隆と衰退、及びEU競争法における事実上の浸透といった歴史的経緯が概観された後、EU及び中国における相互運用性標準に関する事件で当該理論が適用された実例が紹介される。これにより、相互運用性標準へのアクセスを確保するためのエッセンシャル・ファシリティー理論の適用について、主要法域間での熱量の差が見いだされる。

続いて、第五章は、法と経済学の観点からエッセンシャル・ファシリティー理論の適用の問題点を指摘する。その結論によれば、相互運用性標準の文脈における当該理論の適用は、経済効率性の向上に資するか不透明であるため、EUの判例で示されてきた要件が充たされる例外的状況に限られるべきである。ここにいう例外的状況の要件とは、①情報へのアクセスが隣接市場（secondary market）での

競争にとって不可欠である、②知的財産のライセンスの懈怠が当該隣接市場での競争を消滅させることとなる、③知的財産が、消費者の需要が見込まれる新規製品を創造するのに必要とされる、④ライセンス拒否に客観的な正当性が存在しないことである。

なお、第五章では、SEIPにもとづく差止め請求及びライセンス料の不当高価設定、標準化の際の欺瞞的行為、SEIPとその他の知的財産権のライセンスの抱き合わせ、並びに、標準化活動での水平的制限に対する競争法の適用についての各法域の姿勢も検討される。

③ 第三部「責任と補償の認定に向けて」

以上の整理をふまえて、第三部では、第六章を通じて、法と経済学の観点から一見調和しない主要法域での対応を取斂させるための手がかりが探求され、続く第七章では、国際的な対応が議論される。そして、最後に、第八章で総括が行われ、第九章では、著者の構想するSEIPの競争上の論点に対処する各法域の専門家向けの国際ソフトロー(専門家マニュアル)の案が添付される。

第六章は、最初に、知的財産法のような所有権ルール(property rule)に代わって権利制限規定(法理)や競争法のような責任ルール(liability rule)が適用される条件

を明らかにする⁽¹⁰⁾、法と経済学の先行研究を整理する。そして、同章は、経済効率性の追求を意識しつつ先行研究を応用し、SEIPとの関連で責任ルールが適用される条件として、クールノー補完財(Cournot complements)⁽¹¹⁾及び戦略的行動を特定する。前者は、ある製品に不可欠な補完財が多数存在し、かつ、各補完財の供給者がそれぞれ独占者である場合に、独占価格の累積により問題の製品の価格が過度に高くなる状況を指す。後者は、権利者がその権利を利用しようとする者に対して自らの優位性を背景に利用を制限する行為、又は反対に、利用者が権利者からの利用を自らの優位性を背景に控える行為を指す。すなわち、SEIPの文脈で責任ルールが適用されるのは、特許を例とすれば、本書評一で紹介した「特許の藪」又は「ロイヤルティスタッキング」が存在し、かつ特許の「ホールドアッブ(hold-up)」又は「ホールドアウト(hold-out)」が行われる場面となる。

このような理解をもとに、第六章は、クールノー補完財及び戦略的行動が存在し、かつ、先述のEUの判例で示された要件が充たされる場合のみ、競争法は取引拒絶に対して適用されるべきである、と説く。しかも、ここでは、経済効率性に関わる要素の総合考慮を経る必要がある、とさ

れる。さらに、第六章は、知的財産権にもとづく差止め請求を責任ルールの下で退けるにしても、競争法ではなく、知的財産法における権利制限規定（法理）や契約法上の諸原則による処理が望まれる、と留意する。これは、裁判所による経済効率性の評価には限界がある、という認識による。第六章は、続いて、知的財産権にもとづく損害賠償額の算定の論点に目を転じ、相互運用性標準の文脈では逸失利益、侵害者利益、故意、法定損害賠償、又は附加的若しくは懲罰的損害賠償といった概念よりむしろ、合理的なロイヤルティの概念が有用である、と論ずる。加えて、第六章は、裁判所が、差止め請求を拒否して合理的なロイヤルティの概念の下で損害賠償を命ずることも、強制ライセンスを命ずることも責任ルールの適用である、という見解に立ち、次のように述べる。すなわち、強制ライセンスにおける料率決定は、合理的なロイヤルティのそれと調和すべきである。

第七章は、一連の議論をふまえ、相互運用性標準をめぐる知的財産権の保護と競争の調和に向けた国際的な対応を検討する。最初に、規制の違いが保護主義を招いたり、グローバルな次元での標準策定や技術開発に悪影響を与えたりする、という観点から国際的な対応の必要性が説かれる。

次に、立法の形式として、法的拘束力のある条約とソフトローのどちらがよいか、が議論される。ここでは、第四及び第五章で明らかになった主要法域における対応の違い、並びに競争法分野での条約策定の失敗例に鑑み、国内裁判所及び規制当局に指針を与える専門家マニュアルの形のソフトローが望ましい、とされる。

続いて、第七章は、専門家マニュアル策定時には参加者の専門性はもちろん、専門分野の横断性及び堅牢かつ透明なプロセスが担保されるべきである、と指摘する。そのうえで、第七章は、専門家マニュアルの内容として、基本概念の定義、公的SSOの役割、SEIPから生じうる競争上の問題、知的財産権にもとづく救済に関する一般原則、差止めが制約されうる状況、及び損害賠償に関する考慮事項を挙げる。さらに、専門家マニュアルは、競争法の適用可能性を認識しつつも、その適用がきわめて限定的かつ慎重に行われるべきである点に留意するよう求める。以上の内容と既存の国際協定の整合性を担保すべく、第七章は、TRIPS協定等に照らした検討も行う。

最後に、本書は、第八章で議論を総括し、第九章において専門家マニュアルのドラフトをまとめている。

四 若干のコメント

かねて、SEPをめぐる競争上の論点については、契約法ないし知的財産法が対処すべきか、それとも競争法が対処すべきか、が議論されてきた。また、各法的手段について、対処が行われるべきなのはいかなる場面かも検討されてきた。⁽¹²⁾ 著者も、もちろん、こうした議論の存在を認識したうえで、競争法の採用に慎重な姿勢を示し、その採用が認められる例外的状況を挙げて従来の議論への自身の態度を表明している。

しかし、本書の取り組みは、これだけにとどまらない。まず、本書は、議論の蓄積のある特許だけでなく、相互運用性標準には著作権を含め知的財産権が幅広く関係するという認識にもとづき、SEPをめぐる競争上の論点を広く扱おうとしている。また、本書は、異なる法的手段の利用可能性を生ぜしめる共通の背景を法と経済学の観点から導き出し、問題解決のために依拠する法的手段が断片化する状況でも各法域の実務で参照できる具体的なソフトウェア（専門家マニュアル）まで示している。そうした観点で、本書は、従来の議論の枠組みにとられない、意欲作であるといえる。

他方で、本書を読む際には留意すべき点がある。それは、

本書が二〇一八年に完成に至った著者の博士論文をもとにしているため、本書評脱稿時点（二〇二二年八月）までの間の判例等の進展が反映されていない、という点である。出版時期が二〇二二年八月である以上、二〇二〇年以降の動向を押しえられていない点はやむをえないにしても、二〇一八年及び二〇一九年の動向は反映してはしかなかったところである。

例えば、本書は、米国におけるグーグル対オラクル事件の控訴裁判決⁽¹³⁾までしか反映していないが、同事件の最高裁判決は二〇二一年四月一五日に示されている。⁽¹⁴⁾ 同事件では、オラクルのプログラム (Java Application Programming Interface : Java API) をグーグルが複製使用したこと⁽¹⁵⁾の著作権侵害が争われた。控訴裁は、問題のプログラムの著作物性を認めただうえで、グーグルの複製使用は（著作権が制限される）フェアユースにあたらない、と判断した。本書は、この判断とソフトウェア業界での標準増加に鑑み、Java APIのような必須相互運用性標準に付随する著作権が多数存在する状況（著作権の藪）、及び標準必須著作権へのアクセスをめぐる競争上の論点の顕在化を懸念する。しかし、グーグル対オラクル事件の最高裁は、グーグルの複製使用のフェアユース該当性を認め、著作権

侵害を否定した。⁽¹⁶⁾ 最高裁判決をふまえれば、知的財産権の権利制限規定（法理）の運用によって、少なくとも米国では、著者が抱いた懸念は後退している、といつてよい。

また、本書は、英国におけるアンワイアードブライネット対ファーウェイテクノロジーズ事件の高等法院判決を参照するが、同事件についてはそれぞれ、控訴院判決が二〇一八年一〇月二三日に、⁽¹⁸⁾ 最高裁判決が二〇二〇年八月二六日に示されている。⁽¹⁹⁾ いずれにおいても、アンワイアードブライネットの有するSEPに関して対ファーウェイテクノロジーズのライセンス条件の差別性が否定され、前者の後者に対するグローバルライセンス条件の要求が競争法上の支配的地位の濫用にあたる、とは認められなかった。⁽²⁰⁾ その意味で、本書の参照する高等法院判決から一貫して結論は不変であるが、最高裁でも同様の判断が示されている点には留意が必要であろう。

さらに、本書は、FRAND宣言の行われたSEIPにもとづく差止め請求に対して、不公正な競争方法を禁止する米国連邦取引委員会（FTC）法第五条が適用されるかは未解決の論点である、としていたが、これに関しても動きがあった。FTC対クアルコム事件では、携帯電話のインターネット接続に必須なモデムチップのSEPを有し、

かつSSOでFRAND宣言していたクアルコムによるライセンス慣行が問題となった。具体的には、クアルコムによる、モデムチップ製造分野の競争者へのライセンス拒絶、携帯電話ブランドの名の下で端末を製造する者（OEM）へのライセンスを前提としたモデムチップ供給、及び携帯電話ブランドの会社との排他的取引が問題となった。この点、二〇一九年五月二日に米国連邦地裁は一連の行為のFTC法第五条違反を認めたが、⁽²¹⁾ 二〇二〇年八月一日に連邦控訴裁はそれを破棄した。⁽²²⁾ 連邦控訴裁は、FRAND宣言違反を契約法や特許法で処理することを是としており、その判断に鑑みれば、米国は、FTC法第五条の文脈でも競争法の適用に慎重である、と窺えるであろう。⁽²⁴⁾

このように留意点を挙げたが、本書がSEIPへのアクセスをめぐる競争上の論点について、主要法域の一定時点までの対応状況及び関連する法と経済学の先行研究を整理し、国際的な解決策について興味深い視点を提供する有用な一冊であることには違いない。

なお、本書執筆時点において、EUはWTOで、SEPをめぐる中国の措置がTRIPS協定に違反する、と主張して中国に協議要請している。⁽²⁵⁾ 本件で問題となっている措置は、「実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属

する並行訴訟において、当事者による外国裁判所等での提訴等の訴訟手続を禁止する「禁訴令と理解される⁽²⁶⁾。具体的に、EUは、特許権者に所定の排他的権利の付与を求めるTRIPS協定第二八条一項及び二項、知的財産権の行使手続の適用に一定の籜をはめる第四一条一項第二文、知的財産権侵害の差止めに関する権限についての第四四一条一項、透明性の確保に関する第六三条一項及び三項、並びに国内法令を「統一的、公平、かつ合理的な態様」で運用するよう求める「中華人民共和国の加盟に関する議定書」第二条(A)二項に中国が違反している」と主張している⁽²⁸⁾。

特に、この紛争との関連では、EUと中国が「多国間暫定上訴仲裁アレンジメント (Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement : MPIA)」に参加している⁽²⁹⁾。つまり、WTOの上級委員会手続に代わる仲裁による上訴の処理に合意している、という点が重要である。すなわち、第一審にあたるパネル報告に対する上訴があったとしても、それは、目下の上級委員会の定員不足の状況下でもいわゆる棚上げに至らず、仲裁人の検討が見込まれる。

TRIPS協定は、本書でも指摘されるように、SEP (SEP) に関してWTO加盟国に実体的な義務を課しているわけではないが、そのような中でパネルないし上訴

機関はいかなる判断を下すのか。今後の動向が注目されるところである。

- (1) Carl Shapiro, "Navigating the Patent Thicket: Cross Licenses, Patent Pools, and Standard Setting," *Innovation Policy and the Economy*, Vol. 1 (2000), p. 120. 類似の問題として「アンチロケインスの悲劇 (tragedy of the anticommons)」がある。Michael A. Heller and Rebecca S. Eisenberg, "Can Patents Deter Innovation? The Anticommons in Biomedical Research," *Science*, Vol. 280, No. 5364 (1998), p. 698.

- (2) Mark A. Lemley and Carl Shapiro, "Patent Holdup and Royalty Stacking," *Texas Law Review*, Vol. 85, No. 7 (2007), p. 1993.

- (3) FRAND宣言ではなく「公正 (fair)」を除いた「合理的かつ非差別的 (reasonable and non-discriminatory : RAND)」宣言という表現も存在するが、意味内容に差異はない、と考えられている。よって、本書評は、FRAND宣言で表現を統一する。

- (4) この段落で紹介したような、SEPの競争上の論点に対する各法域の対応を整理する文献としては、例えば、川濱昇「標準規格必須特許問題への競争法的アプローチ」RIETI Discussion Paper Series 15-1043 (独立行政法人経

済産業研究所、二〇一五年）、鈴木将文「標準必須特許の権利行使を巡る法的問題」RIETI Discussion Paper Series 15-J-061（独立行政法人経済産業研究所、二〇一五年）を参照。また、わが国における、SEP関連の特許法と競争法の交錯についての包括的な研究として、和久井理子「技術標準をめぐる法システム：企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯」〔商事法務、二〇一〇年〕を参照。

(49) Australian Government, Attorney-General's Department, *International Law*, at <https://www.ag.gov.au/international-relations/international-law> (as of 10 August 2022).

(50) Cambridge University Press, *Essential Interoperability Standards: Interfacing Intellectual Property and Competition in International Economic Law*, at <https://www.cambridge.org/jp/academic/subjects/law/international-trade-law/essential-interoperability-standards-interfacing-intellectual-property-and-competition-international-economic-law?format=HB> (as of 10 August 2022).

(51) ロトキエは、本書冒頭のForwardを執筆した。Thomas Cottier, "Forward" to Simon Brinsmead, *Essential Interoperability Standards: Interfacing Intellectual Property and Competition in International*

Economic Law (2021), pp. xvii-xviii.

(8) 不可欠施設理論等と訳されることもあるが、本書評は、エッセンシャル・ファシリテイ理論で訳語を統一する。

(9) トビクの思考は、例えば、テオドール・フィーヴェク（植松秀雄訳）『トビクと法律学：法学的基礎研究への一試論』（木鐸社、一九八〇年）二四―二五頁を参照。

(10) "property rule"を「所有権ルール」と訳したり、「liability rule」を「責任ルール」と訳したりすることは、ステイブン・シャベル（田中巨二・飯田高訳）『法と経済学』（日本経済新聞出版社、二〇一〇年）六八八頁の脚注九にもとづいている。なお、当該翻訳書では、英語のproperty (right) が日本語では所有権に限らず、知的財産権を含む財産権一般を指すことがある、と二点に留意されている。同書八頁「訳注」。

(11) この訳語は、川濱・前掲注(4)一八頁にもとづく。なお、クールノー問題と呼ばれることもある。和久井・前掲注(4)一六五頁。

(12) わが国での議論動向は、本書評(注4)に挙げた文献を参照。

(13) Oracle America, Inc. v. Google LLC, 886 F.3d 1179 (Fed. Cir. 2018).

(14) Google LLC v. Oracle America, Inc., 141 S. Ct. 1183 (2021).

- (15) *Google*, 886 F. 3d p. 1179.
- (16) *Oracle*, 141 S. Ct. p. 1184.
- (17) *Unwired Planet International Ltd v. Huawei Technologies Co. Ltd and Huawei Technologies (UK) Co. Ltd* [2017] 2017 EWHC 711 (High Court).
- (18) *Unwired Planet International Ltd and Unwired Planet LLC v. Huawei Technologies Co. Ltd and Huawei Technologies (UK) Co. Ltd* [2018] 2018 EWHC Civ 2344 (Court of Appeal).
- (19) *Unwired Planet International Ltd and Unwired Planet LLC v. Huawei Technologies Co. Ltd and Huawei Technologies (UK) Co. Ltd* [2020] 2020 UKSC 37 (UKSC).
- (20) *Unwired Planet*, 2017 EWHC 711, paras. 572, 775, 784; *Unwired Planet*, 2018 EWHC Civ 2344, paras. 207, 284; *Unwired Planet*, 2020 UKSC 37, paras. 112, 158.
- (21) *FTC v. Qualcomm*, 411 F. Supp. 3d 658 (ND. Cal. 2019).
- (22) *FTC v. Qualcomm Inc.*, 969 F. 3d 974 (9th Cir. 2020).
- (23) *Ibid.*, p. 1005.
- (24) 伊藤隆史「米国・欧州における知的財産権と競争政策をめぐる新たな論点：標準必須特許の異業種への権利行使と競争法」公正取引八四七号二六一―二七頁（二〇二一年）。
- (25) Request for Consultations by the European Union, *China - Enforcement of Intellectual Property Rights*, WT/DS611/1 / IP/D/43 / G/L/1427, 22 February 2022.
- (26) 経済産業省「二〇二二年版不正貿易報告書」；WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策「五四頁（経済産業省、二〇二二年）。
- (27) 「中華人民共和国の加盟に関する議定書」第二条（A）二項の訳は、WTO（経済産業省監修、荒木一郎＝西忠雄訳）『全訳中国WTO加盟文書』四二頁（蒼蒼社、二〇〇三年）に準ずる。
- (28) Request for Consultations by the European Union, *China - Enforcement of Intellectual Property Rights*, *supra* note 25, paras. 1.3, 2.2, 3.2, なお、EUは「中国のTRIPS協定第二八条一項及び二項、並びに第四四条一項違反との関係では、TRIPS協定の実施を義務づける第一一条一項にも中国が違反している」と主張している。
- (29) WTO, *Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement Pursuant to Article 25 of the DSU*, JOB/DSB/1/Add.12, 30 April 2020, p. 1.

(Cambridge University Press, 2021, xxiv + 400pp.)

田村 次朗
坂入 遼